

中野区教育委員会会議録

平成28年第2回臨時会

平成28年3月11日

中野区教育委員会

平成28年第2回中野区教育委員会臨時会

○日時

平成28年3月11日（金曜日）

開会 午前10時58分

閉会 午後11時34分

○場所

中野区役所5階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長 田辺 裕子

教育委員会委員 渡邊 仁

教育委員会委員 田中 英一

教育委員会委員 増田 明美

教育委員会委員 小林 福太郎

○出席職員

教育委員会事務局次長 奈良 浩二

教育委員会事務局副参事（子ども教育経営担当） 辻本 将紀

教育委員会事務局副参事（学校再編担当） 板垣 淑子

教育委員会事務局副参事（学校教育担当） 石濱 良行

教育委員会事務局指導室長 杉山 勇

教育委員会事務局副参事（子ども教育施設担当） 浅野 昭

子ども教育部副参事（保育園・幼稚園担当） 古川 康司

○書記

教育委員会事務局教育委員会担当係長 金子 宏忠

教育委員会事務局教育委員会担当 高橋 綾菜

○会議録署名委員

教育委員会教育長 田辺 裕子

教育委員会委員 渡邊 仁

○傍聴者数

0人

○議題

1 報告事項

- (1) 中野区基本構想検討案に係るパブリック・コメント手続の結果について（子ども教育経営担当）
- (2) 新しい中野をつくる10か年計画（第3次）（案）について（子ども教育経営担当）

○議事経過

午前10時58分開会

田辺教育長

定足数に達しましたので、教育委員会第2回臨時会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、渡邊委員にお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりです。

<報告事項>

田辺教育長

それでは日程に入ります。

ここでお諮りします。本日の報告事項、「中野区基本構想検討案に係るパブリック・コメント手続の結果について」及び「新しい中野をつくる10か年計画（第3次）（案）」についてですが、本件は区議会への報告前の案件であり、教育行政の運営の公正を確保するため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第7項ただし書の規定に基づき、会議を非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

田辺教育長

ご異議ございませんので、非公開とすることに決定しました。

（以下、非公開）

（平成28年第2回臨時会における会議録の公開決定に基づき、以下非公開部分を公開）

田辺教育長

それでは、事務局報告の1番目、「中野区基本構想検討案に係るパブリック・コメント手続の結果について」の報告をお願いします。

副参事（子ども教育経営担当）

それでは、お手元の中野区基本構想検討案に係るパブリック・コメント手続の結果につきまして、資料に基づきご報告いたします。

意見募集期間でございますが、1に記載のとおりでございます。提出された意見の総数でございますが、2に記載のとおり24名の方からいただいたところでございます。

教育委員会に関連する部分ということでございます。3の(1)では「誰もが成長し続けるまち」ということで、1項目提出された意見がございました。

内容でございますが、概要に記載のとおり表のナンバー1でございます。地域の子育て

支援の拠点の整備が進み、親同士の交流や、子どもたちの様々な活動が行われているということを10年後のまちの姿ということで、提案をさせていただいているわけなのですが、区民の方からは既存の子ども・子育て支援に関する区の施設が質量ともに充実し、以下同様ということでの考え方が示されたということでございます。これにつきまして、区といたしましては、安心して子どもを育てられるよう、既存施設に限定することなく、身近な地域の様々な場所で子どもたちの活動などが行われることが必要であるということを考えているということでお示しをさせていただいたところでございます。

以下、2ページ、3ページでも、ほかの領域につきまして意見をいただいているところでございますが、最後のページでございます。

様々な意見をいただいたところですが、区の考え方はそれぞれ示させていただいたということで、4に記載のとおり提出された意見により変更した箇所はなかったということでございます。

簡単ですが、本件につきましては、以上でございます。

田辺教育長

これについて、何かご発言等ございますか。よろしいですか。

それでは、本報告は終了させていただきます。

次に、「新しい中野をつくる10か年計画（第3次）（案）について」の報告をお願いします。

副参事（子ども教育経営担当）

それでは、新しい中野をつくる10か年計画（第3次）（案）につきまして、資料に基づきご報告いたします。

内容でございますが、別冊のとおりということでございます。このうち、変更をされた主な内容ということで、恐れ入りますが、まず別紙1-1ということで3ページをお開きいただければと存じます。

別紙1-1では、「新しい中野をつくる10か年計画（第3次）（改定素案）からの主な変更点（本文等）」の内容ということで、教育委員会所管関連部分ということでは、表の一番下でございますが、本冊の参考資料の2に施設整備の方向性ということで記載がございませけれども、この部分につきましては、アンダーラインのとおり記載を加えさせていただいた内容となっております。

右側が改定素案の内容でございました。民間活力を活用して、かみさぎ・ひがしなかの

幼稚園を認定こども園へ転換、あわせて新設園を誘致ということでございます。

この認定こども園の転換の部分につきまして、括弧内の文章を加えてございます。近隣の公園や再編後の学校跡地等を活用した公設民営による運営を経て、現在地に新園舎を整備し民設民営による運営に移行するというところで記載を加えているところでございます。

また本文1ページにお戻りをいただきまして、そのほか別紙1-2では、10か年計画(第3次)(改定素案)からの主な変更点、ステップにかかわる変更点ということでまとめているところでございます。

こちらにつきまして、教育委員会の関連部分についての変更はございませんので、恐れ入りますが、後ほどご確認をいただければと存じます。

この案につきましてのパブリック・コメント手続でございますが、3月20日号のなかの区報にご案内をして、そこから4月11日まで実施をする予定でございます。ホームページの掲載のほか、区民活動センター、図書館等でも資料を公表してまいります。

また、3でございますが、「10か年計画(第3次)(改定素案)に係る区民意見聴取の実施状況」でございます。意見交換会は3の(1)、アに記載のとおり3回行ったものでございます。ここでも出されました、意見・質疑の概要ということでございます。

別紙2ということで、恐れ入りますが、5ページからがその内容となっております。

このうち、教育委員会所管関連部分ということでございますが、7ページをお開きいただきたいと存じます。表の一番上でございます。

ナンバー3というところからでございますが、まず1点目でございますが、区立幼稚園についてはよい教育を行っているということで、今後も区立ということで推し進めてほしいといったご意見・ご質問でございます。

区といたしましては、全ての教育・保育施設について地域との良好な関係のもと運営されていると認識してございまして、今後、認定こども園につきましても、こういったことを大切にしていくということでお答えをさせていただいたものでございます。

ナンバー4でございますが、区立幼稚園の廃止によって国等においても重要性がうたわれている幼児教育の自治体レベルでの実践の場がなくなるのではないかとといったご指摘でございます。これにつきましては、区立・私立の連携、また、保幼小連携などによりまして、これまでも幼児教育の質の向上に努めてきたということで、今後もそれを進めていきたいというふうにお答えをしているところでございます。

ナンバー5でございますが、認定こども園の保育料についてはかなり負担があるのでは

ないか。また、制服代等の負担も増えるのではないかといったご指摘がございました。認定こども園につきましても、幼稚園部分は区立と同額の応能負担という考え方でございます。また、保育料や実費負担以外の負担については、入園時に区が一定の補助を行うといったこともお答えをしているところでございます。

次の6でございますが、区立幼稚園のこれまでの取組については引き継がれるのか、また、区外から入園の希望があった場合に区民が入れなくなってしまうのではないかとといったご指摘でございます。これにつきましては、認定こども園についても区立園と同様に、幼稚園教育要領等に則って運営が行われること。また、区民の優先利用につきましては、今後、事業者に求めていくということでお答えをしております。

7番目でございますが、要支援のお子様、あるいは私立園で受け入れてもらえなかったようなお子様の対応は、今後できるのかということでございます。

また、区立の認定こども園として残せないのかといったご意見でございます。これにつきましては、私立幼稚園の補助金制度の活用、あるいは参入する事業者への受け入れの条件付けなどについて対応を進めていきたいということ。

また、南部地域に今後整備される通所の支援施設につきましても、必要な療育・教育を行っていくということや、認定こども園の運営は、私立におけるノウハウを活用していきたいということでお答えをしております。

次の8ページをお開きいただきたいと存じます。一番上でございますが、園児の募集を停止するということになる、異なる年齢との交流ができなくなってしまうというご指摘でございます。これにつきましては、近隣の教育・保育施設との交流等、幼稚園教育の中で対応していくというふうにお答えをしております。

また、9番でございますが、認定こども園への転換について、経緯はどうだったのか、もっと時間をとってはどうかといったご意見・ご質問でございます。

この認定こども園の整備という考え方については、10月の素案の段階で示していたところ、改定素案では具体的な展開について追記をしたということでございます。素案については既に区報等で周知をしてきたこと、また、意見交換会等での区民の皆様から意見を踏まえ、今後、検討していくということでお答えをしております。

その下でございますが、認定こども園の転換については、教育委員会できちんと議論されたのかといったご質問でございます。これにつきましては、教育委員会でも議論され、更に保護者等の関係団体への説明も行っているところであるといったことでお答えをしま

した。

その下は、私立園の補助の実績、また、今後の保幼小連携はどうか、再度説明会を開くべきではないか、また補欠で順番待ちの方への説明はどうするのかといったご質問でございます。

補助の実績は、5園17名、また、保幼小連携は今後も進めていくこと。保護者の皆様への説明については計画の進捗に伴い、適宜行っていきたいということでございます。また、入園を希望している方には、ホームページ等で計画を示していきたいということでお答えをしております。

以上が、認定こども園にかかわる主な内容ということで、12番は第十中跡地に子ども家庭支援センターを整備することについてのご質問でございました。

また、13番でございます。学力の問題について、行政計画の中に成果指標として示すのはいかなるものかといった内容のご質問でございます。十分調整の上、設定をしているということでお答えをしております。

9ページでございますが、学校再編にかかわって、大規模改修から改築に変更されたということで、仮校舎での生活が長くなることでの子どもへの影響についてのご質問でございました。これにつきましては、子どもたちへの負担とならないよう、十分配慮して進めていくということでお答えをしております。

その下の、平和の森小の移転について、ステップ4に記載の内容のご質問でございます。今後、国と連携を密にとりながらステップ4には移転を進めていきたいということでお答えをしております。

続きまして、17番の地域開放型学校図書館にかかわる内容ということでございます。また、併せて本町図書館は移転により遠くなるなどの問題もあるのではないかとといったご指摘でございました。第十中跡地には統合新校との複合施設として設置をしていくということ、また、地域コミュニティの関係は今後も配慮していくことでお答えをしております。

また、その下は、地域開放型学校図書館は全国的にも例が少ないのではないかと、また、法整備もされていないのではないかとといったご指摘でございますが、先行例については練馬区等で実施についてお答えをしております。

また、図書館について教育委員会での議論は、どのように生かされたのかということでございました。昨年4月に考え方をまとめたということで、これを踏まえ改定素案に反映されているということでお答えをしております。

また、練馬区の地域開放型学校図書館を例に挙げて、課題が多いのではないかといったご指摘でございます。区といたしましては、セキュリティ等を十分踏まえ対応していくということでお答えをしております。

教育委員会所管にかかわる主な質疑ということでは、以上のとおりでございます。

本文、説明文に戻っていただきまして、(2)でございますが、電話、メール等による意見等については、260件ということでございました。

また、2ページでございますが、関係団体との意見交換会の実施状況については、PTA連合会、区立幼稚園保護者を対象とし、計46回の開催で参加者は延べ881名でございました。

また、最後に今後の予定でございますが、先ほど申しましたパブリック・コメント手続を経まして、4月下旬には10か年計画の決定ということで進めていきたいというふうに考えてございます。

雑ぱくですが、説明は以上でございます。

田辺教育長

最後に、保育園・幼稚園担当から今後の認定こども園の考え方について、簡単に説明をお願いします。

副参事（保育園・幼稚園担当）

それでは、今後の認定こども園の考え方について、ご報告をさせていただきます。

今回、10か年計画の改定素案に関しまして、区民の方との意見交換会、それから関係団体との意見交換会を行いまして、その結果、今回、10か年計画の案に向けまして、認定こども園の整備について考え方を再度まとめたものでございます。

1番、趣旨といたしましては、様々なライフスタイルの家庭が利用できて、幼稚園と保育所機能が一体的に提供される。また、子ども・子育て支援新制度において推進されている認定こども園の整備を進めていくといった基本的な考え方に変更はございません。

ただ、2番目、改定素案からの主な変更点といたしまして、区立幼稚園から転換する認定こども園について、以下の点の変更を考えてございます。

一つ目が、意見交換会の中でもご意見がございまして、異なる年齢との教育効果が大事ではないかと。前回、改定素案の中では最終的には年長5歳児だけのクラスができるというようなところでご不安の声があったこともございまして、異なる年齢との教育効果の観点から、園児数は調整をさせていただきますけれども、各年齢のクラスを維持したまま認

定こども園に転換をするといったような考え方でございます。

もう1点は、近隣の公園や再編後の学校跡施設を活用した公設民営による運営を経て、現在地に新園舎を整備し民設民営による運営に移行するといった考え方でございます。そういったところを、表わしたものがA3横の別紙でございます。

別紙をごらんいただきたいと思います。1番上の「(仮)中央部認定こども園」、こちらの整備に関しましては、変更はございません。今回、この表の作成に当たりまして、保育園コースの定員がどうなるのかというところをお示しさせていただいています。

次に、2段目に書いてございます、仮東中野認定こども園といったようなところでございますけれども、先ほどご説明いたしましたおとり、最後までクラスを残すといったようなところでございまして、以前は一度閉園をしてから1年で建て替え民営化といったような計画でございましたけれども、今回、例えば、平成30年度のところをごらんいただきますと、16人の3歳児の募集、それから4歳児、平成31年になるときに通常ですと、ここでもう16人募集するわけでございますが、その後の認定こども園の運営を考え、16人のままです。それから、平成32年度の5歳定員に関しましては、幼稚園といたしましては16人のままといったようなところで、平成32年度に関しましては、3歳、4歳、5歳それぞれ16人の形での区立幼稚園としての運営を行うと。第三中の再編後の跡地を活用して仮園舎を整備いたしまして、平成33年度からこちらで、公設民営による認定こども園に転換をしていくといったような考えでございます。

公設民営の認定こども園を2年間運営することによりまして、その間に新園現地建替え、現在の園舎の取壊し、それから新園の整備といったことを進めていただきまして、平成35年度には現地建替え後の新園舎に移転をして、民設民営での認定こども園の運営を行うといったようなところで変更を行ったものでございます。

同じく、一番下の(仮)上鷺宮認定こども園に関しましても、同様に平成36年度、37年度の2年間を公設民営によりまして、園児をそのまま引き継ぐような形で平成38年度には完全な民営化を行うといったようなところでございます。

上鷺宮に関しましては、近隣に再編対象の学校施設がございませんので、近隣の公園を活用いたしまして、仮園舎を整備することを考えているところでございます。

以上のような整備を行うことによりまして、区民の方からご不安だというところの区立からいきなり民営になることへのご不安に対応するといったようなところ。それから、学年が単学年になることにより教育内容の低下があるのではないかというご不安に関しまし

ては、各年齢の学年を維持することで教育的な効果を維持していける。それから、障害児の受入れといったものに関しましても、園児をそのまま公設民営で引き継ぐといったようなところがございますので、そういった障害児の方の受け入れも引き続き行えるといったようなところ。

また、前回も説明の中でお話しさせていただいているとおり、事業者募集の際に一定程度障害児の受入れに関する条件設定を行うことや、今回、アポロ園のほかに南部障害児通所支援施設が今年9月にできますので、そういった中で専門的な療育に関する通園の拡大といったことも行われることから、障害児に関しましては適切な療育・教育が受けられる環境が整うというふうに考えてございます。

以上のような形で、意見を一定程度踏まえた形での認定こども園の整備を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

ご報告は以上でございます。

田辺教育長

各委員からご質問等ご発言がありましたらお願いいたします。

増田委員

認定こども園になると、保護者の方々の支払う保育料というのでしょうか、区立のときとどのくらいの違いが出ているのでしょうか。

副参事（保育園・幼稚園担当）

保育料に関しましては、認定こども園の幼稚園の部分については、区立幼稚園と変わらない5段階の応能負担ということで、違いはございません。

田辺教育長

よろしいですか。

ほかにございますか。

小林委員

ちょっとご質問なのですが、この中で区立幼稚園のこれまでの取組を引き継いでいただきたいというような、そういう要望の中で認定こども園の展開に関しても区立幼稚園と同様に、幼稚園教育要領等に則っていくことになるということなのですが、認定こども園の場合には、そういった法定根拠というものが無いと思うのですが、その辺りの保証というのでしょうか、しっかりと教育要領等を踏まえて実施していくことをどういうふうに、今後、しっかりと位置付けていくか、そういう工夫についてはどうなのでしょう。

副参事（保育園・幼稚園担当）

認定こども園には四つのタイプがありますが、仮に保育所型の認定こども園になった場合でも、コアな教育時間に関しましては、学級を編成して幼児教育を行うといったところは保育所型認定こども園でも変わらないといったようなところでございます。これは、認定をいたします東京都の条例の中におきましても、学校教育法の目的を達するための保育を行うというふうに明記されてございますので、そういった中では認定こども園になっても適切な幼児教育は行われる制度の仕組みといったようなところで捉えております。

田辺教育長

補足させていただくと、今後は民間事業者を募集して、最初は区の委託ということで実施し、その後は民設民営になるのですけれども、例えば、区と事業者が締結する協定において、いろいろ取決めをしていくこととなります。その中で、今、小林委員のご発言にあったように教育の質の担保や支援を必要とする子どもの受入れなどについては、区としてもきちんとそこに協定に盛り込んで、区民の方にもわかるような形で努力しなければいけないというふうに思っています。

ほかにもございますか。

渡邊委員

定員については、一つの施設を幼稚園に保育園になるわけですが、区民からの幼稚園に行ける人数が減ってしまったのではないかという意見というのはなかったですか。

副参事（保育園・幼稚園担当）

A3の資料の一番下をごらんください。幼稚園コースに関しましては、現在、160人の定員でございます。今後、新たに認定こども園3園を整備することによりまして、最終的には、現在とほぼ同数の幼稚園の定員枠は維持していくという考えがございます。

ただ、意見交換をさせていただいた中では、現在、区立幼稚園の利用は区民の方だけですが、転換後の認定こども園は区民が優先して入れるのかというようなご意見がございました。それは、先ほど教育長からもございましたが、事業者との締結する協定において、区民優先の利用といったところは進めていけるかなというふうに考えているところでございます。

渡邊委員

優先ということは、区外の方の利用もできるという意味ですね。

副参事（保育園・幼稚園担当）

現在、2園開園しております認定こども園に関しましても、やよいこども園は、幼稚園コースは区民だけだったのですが、区民の方が区外に転出されて、その場合に引き続き通っていただくということで、今は区民の利用が100%でない現実がございます。

それから、やはたみずのとうのでは、当初、幼稚園コースが増えたということもございまして、区外の方のご利用もあるといったところでございますが、それでもって区民の方の利用が減ったというようなことはございませんので、引き続き十分な区民の方のご利用が図れるというふうに考えてございます。

渡邊委員

保育園につきましては、入園に際して区が調整するというので、区立園においては、保育園コースは区民を対象にということで考えてよろしいのでしょうか。

副参事（保育園・幼稚園担当）

今回、提案させていただいている公設民営になれば区立ということでございますので、認定こども園に転換した場合でも保育園、それから幼稚園コースそれぞれが区民の利用ということになります。ただし、その後の民設民営に関しましてもそうですが、空きが生じたようなときに関しましては、区外の方の利用も想定されるところでございますが、協定等を結ぶことにより区民が優先して利用できるというような枠は確実に確保できるというふうに考えてございます。

渡邊委員

ありがとうございます。

田辺教育長

ほかにご発言ありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

渡邊委員

中央部認定こども園は新たな場所に、新たに開設されるわけですが、これは区がつくるのでしょうか。それとも、土地だけを提供するのでしょうか。

副参事（保育園・幼稚園担当）

今回予定をしております、中央部の新しい認定こども園に関しましては、区がつくるものではなく、民設民営による手法による誘致をしたいというふうに考えているものでございます。

渡邊委員

中央部認定子ども園については、公設民営（委託）の期間はないと考えてよろしいですね。

副参事（保育園・幼稚園担当）

今回、途中で公設民営を考えておりますのは、区立幼稚園からの転換といったところでございます。ただ、例えば、障害児の方の受入れですとか、そういった基本的な協定を結ぶような考え方は新しく中央部に新設する認定こども園にも同様の要請をしていきたいというふうに考えております。

渡邊委員

今、言われたことはとても大切で、これから区立から公設民営を経て、それから民設民営に移行していくときの規定が、やはり今回の中央部認定こども園がまずベースになるのではないかなというふうに思います。そういった意味で、支援を必要とする子どもたちの入園に際して一定の基準というのがここで定められてくるのではないかなと、またどのぐらいの範ちゅうで受入れていただくかとか、特にその辺りは慎重に検討していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

田辺教育長

承りました。

ほかにごございますか。よろしいですか。

それでは、本報告については終了いたします。

ここで、お諮りいたします。新しい中野をつくる10か年計画（第3次）案については、会議を非公開としてきましたが、会議録の調製及び公開の手續が整い次第、順次当該会議録の公開を行いたいと思いますがご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

田辺教育長

ご異議ありませんので、そのように公開することに決定しました。事務局はただ今の決定内容に従い、当該会議録の公開手續を行ってください。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第2回臨時会を閉じます。

ありがとうございました。

午前11時34分閉会